

苦情申立てを受理した場合の公示方法について

平成 27 年 2 月 26 日

福岡市公正入札監視委員会委員長決定

福岡市特定調達契約に係る苦情の処理手続に関する要綱（平成 27 年福岡市・福岡市水道局・福岡市交通局告示第 1 号）第 7 条第 4 項に基づき、「苦情申立てを受理した場合の公示方法について」を次のとおり定める。

1 公示方法

福岡市公正入札監視委員会（以下「委員会」という。）は、苦情が正当に申し立てられたと認め、申立てを受理した場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法にて公示を行う。

- (1) 福岡市水道局の特定調達契約に係る苦情申立て 福岡市水道局契約課の掲示板への掲示及び福岡市水道局のホームページへの掲載
- (2) 福岡市交通局の特定調達契約に係る苦情申立て 福岡市交通局経理課の掲示板への掲示及び福岡市交通局のホームページへの掲載
- (3) 前 2 号に掲げるもの以外の苦情申立て 福岡市役所北掲示板及び福岡市財政局契約課の掲示板への掲示並びに福岡市契約情報のホームページへの掲載

2 公示形式

委員会は、苦情が正当に申し立てられたと認め、申立てを受理した場合には、次の各号に該当する項目について公示を行う。

- (1) 苦情の受付番号
- (2) 苦情申立人（匿名も可）
- (3) 苦情に係る契約機関名及び調達物品名又はサービス名
- (4) 苦情の概要
- (5) 苦情検討手続への参加を希望する者が委員会に申し出なければならない期日